

介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の一部を改正する要領

介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
(事故の範囲)		(事故の範囲)	
第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任や過失の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に掲げるとおりとする。	注)「介護サービス等の提供に伴い発生した事故」には、送迎中、通院中の事故を含む。	第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任や過失の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に掲げるとおりとする。	注)「介護サービス等の提供に伴い発生した事故」には、送迎中、通院中の事故を含む。
(1) 利用者(入所者)のけがや死亡等、 重大な事故が発生した場合		(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合	
ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合	注)「死亡」は、看取り期や病気が主原因なものを除いた、サービス提供中の死亡事故、容態急変により搬送後に死亡した場合、転倒や送迎中の事故により怪我が生じ、後日死亡した場合。また溺水・窒息・異物誤食・誤飲等の事故のうち、死亡に至る危険性の高い事故、後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合。	ア 身体不自由又は認知症に起因するもの	例) 転倒、徘徊による行方不明等

	注)「けが等」は、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食等で医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)又は入院したものを原則とする。 注)「身体的又は精神的被害」には、誤与薬や個人情報流出を含む。		
イ 身体不自由又は認知症に起因するもの	例) 転倒、徘徊による行方不明(警察に届け出た場合)等	イ 施設の整備等に起因するもの	例) 器物の落下等
ウ 貸与・販売された福祉用具を自宅で使用中に生じた事故		ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発症	注) 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められたもののうち、次のものをいう。 (1) 1～5類の感染症(ただし5類の定点把握感染症を除く) (2) 新型インフルエンザ等感染症 (3) (1)に相当する指定感染症

			(4) 新感染症
エ 原因を特定できない場合		エ 地震等の自然災害、火災または交通事故	
		オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合	例) 職員による利用者の金品着服、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等
		カ 原因を特定できない場合	
(2) 感染症、食中毒又は疥癬の発症等、感染が拡大しているもの	注) 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められたもののうち、次のものをいう。 (1) 1～5類の感染症 (2) 新型インフルエンザ等感染症 (3) (1) に相当する指定感染症 (4) 新感染症 注) 利用者(入所者) 10名以上若しくは半数以上(疑い含む) 発生した場合や、死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生し	(2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合 ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合	注) 「被害又は影響を生じた場合」には、保険者がそのおそれがあると判断した場合を含む。 注) 「けが等」は、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食等で医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)又は入院したものを原則

	た場合。←	← ← ← ← ← ←	とする。「身体的又は精神的被害」には、誤与薬を含む。← ←
(3) その他施設・事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合←	←	←	←
ア 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合← ←	例) 職員による利用者又は家族の金品着服など、財産上の損害を与えたとき。また、法令違反行為又は著しい非行行為。← 例) 利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等。←	←	←
イ 利用者が経済的損失を受けた場合←	←	←	←
ウ 地震等の自然災害、火災または交通事故←	←	←	←
エ 施設の整備等に起因するもの←	例) 器物の落下等←	← ←	←

オ 利用者が加害者となった場合	例) 利用者(入所者)による他利用者又は職員への暴力行為等		
カ その他警察の捜査が行われる場合			
2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に該当する場合を含め、報告を要しないものとするができる。		2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に該当する場合を含め、報告を要しないものとするができる。	
(1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合。		(1) 比較的軽易なけがの場合	
(2) 老衰等、事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合。		(2) 老衰等により死亡した場合	
(3) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合。			
(4) その他、被害又は影響がきわめて軽微な場合。			

附 則

1 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、令和7年9月1日から適用する。